

大臣指示

(7月9日10:30)

1. 被災者の方の住まいの確保や、円滑な支援物資の搬送などに省をあげて取り組む「被災者生活支援チーム」を設置すること。
2. 被災者の暮らしの安全・安心を確保し、被災地の経済活動の早急な回復を図るため、インフラを迅速に復旧すること。特に、交通インフラの機能を早急に回復し、物流の確保に努めること。
3. 海上保安庁は、人命を第一に、引き続き救助・救援活動にあたること。また、テックフォースは、大規模な浸水の早期解消を図るとともに、被災状況調査の実施など被災自治体が速やかに本格的な災害復旧事業に着手できるよう支援すること。

以上